

## 第1回ネットワーク産業TF議事概要

1. 日時：平成19年10月10日（水） 10:00～11:00
2. 場所：永田町合同庁舎2階 第二共用会議室
3. 項目：「モバイルビジネス研究会報告書」について総務省からヒアリング
4. 出席者：【規制改革会議】中条主査  
【総務省出席者】総合通信基盤局 事業政策課長 谷脇 康彦  
総合通信基盤局 事業政策課長補佐 松田 昇剛

### 5. 議事：

中条主査 それでは「ネットワーク産業TF」のヒアリングをさせていただきます。前もって、こちらから2つ質問をさせていただいておりますので、それについての御回答の御説明からしていただければと思います。よろしければ、先に質問の2つ目、販売代理店の質問についての御回答からいただいてよろしゅうございましょうか。

谷脇課長 はい。若干の経緯なりを数分御説明をさせていただきたいと思います。

横長のパワーポイントの資料でございますけれども、表紙をめくっていただきまして、1枚目ですけれども、7月5日に、モバイルビジネス研究会の報告書案の段階でございましたけれども、当会議で御説明をさせていただきました。9月18日、パブリック・コメントをとった後、報告書をまとめました。それを受けて、21日に増田総務大臣からモバイルビジネス活性化プランについて発表していただいたといった経緯です。

今、お尋ねをいただいた件ですけれども、今回の活性化プランの全体像をごらんいただきたいと思います。後ろの方になりますけれども17ページ目でございます。この中で、今、お尋ねの点というのは「消費者保護策の強化策」というのは下の方に出てまいりまして、その中の2つ目「コンサルティング認定制度」と書いております。これについて、どうやっていくのかというお尋ねだと思います。

私どもとしては、これからこれをどうしていくのかということを検討していくわけでございますけれども、当然、総務省が主体となって、販売員の資格を認定するような制度を設けるということは考えておりません。民間におきまして、各種の資格認定の仕組みはございます。そういったものが、どういうものがあるのかということから、まず今勉強を始めております。したがって、繰り返しになりますけれども、総務省としてこれを義務的な形で、あるいは制度として、総務省が主体となる形で認定制度を導入するということは考えておりません。

中条主査 そうすると、それぞれの会社が何か自社で、例えば、航空会社ですと、日本航空は日本航空でパイロットの基準というものはあるわけですが、これは国の基準と

は別にあるわけですね。それはそれぞれの会社で決めているわけですが、そういうものをそれぞれの会社で考えて、販売員の資質の向上を目指してくださいよという趣旨であると考えるとよろしいですか。

谷脇課長 若干違うと思います。

まず実態として申し上げますと、携帯電話会社各社はそれぞれ自分のところの代理店、販売員の人たちに対して、資質向上を図るための資格制度のようなものを自社の中でそれぞれ持っております。当然、自社のサービスの内容について、知識をどれだけ持っているかということを確認していくという仕組みです。

私どもが今回考えておりますのは、より業界横断的な、例えば、携帯ビジネスというもののサービスについて、どれくらい知識を持っているのかということなんです。といたしますのが、やはり実際に消費者の皆さん方が、どの端末、あるいはどのサービスを選ぶのかというときに、販売員の皆さん方のアドバイスは非常に大きいものがあると思います。今回、報告書の中では、これを消費者インターフェースという言い方をしておりますけれども、その改善を図るという意味で、業界横断的な資質向上を図る施策が考えられないだろうかということでございます。具体的な中身については、まだ現時点では何も考えておりません。

現時点では具体的に考えておりませんが、報告書の中でも、こういう言い方をしております。資格認定制度等はあくまで中立性を原則とし、特定のサービス等に係る知識ではなく、モバイルサービスを消費者が選択する際の判断基準やサービスに係る基礎的知識等について、正しく説明できる資質を認定することを想定するものであるが、既に各事業者が個別に実施している販売員等の資質向上のための施策との重複を回避し、販売代理店等の負担とならないよう配慮することが求められるという言い方をしております。報告書の47ページに記載をしております。

中条主査 要するに、もしつくった場合には、当然そういうことは考えていただかなければいけないのだと思いますけれども、こういうものをつくること自体について、疑問があるわけなのです。なぜ、そういうようなものをおつくりになるのかという点について、御説明いただけますか。

谷脇課長 はい。一般のブロードバンドサービスにつきましても、最近では料金あるいはサービスの中身が非常にわかりにくいということで、業界団体等におきまして、実際にセールスをされる方の研修制度、あるいはこの研修制度の成果を測定する資格制度のようなもの、こういったものが存在しているところです。モバイルサービスについては、残念ながら、各社業態横断的なものというのは存在していないという状況です。そういう中で、繰り返しになりますけれども、消費者が正しくサービスあるいは端末を選択する上で、実際にこれを売っていく販売員の皆様方の資質向上を図るということも、大事だと思っております。

中条主査 ブロードバンドの場合には、どういう資格制度になっているんですか。

谷脇課長 これは民間がやっている制度、制度と言いましょうか、研修と言いましょうか、教材をつくって、これを会員各社の、実際に売っておられる方が勉強するといったような仕組みはございます。

中条主査 それは、業界が自主的にやっている制度ですね。だから、業界が自主的にやっている制度というのはいろいろあるので、私は、それはやりたいと思うところがやればいいと思うんですけども、わざわざ総務省さんがそういう資格制度をつくりなさいとおっしゃっている理由をお聞きしたいんです。

谷脇課長 今回のモバイル活性化プランの中でも、そういった資格制度を総務省がつくれとだれかに言っている、言ったという事実はございません。

中条主査 そうなんですか。そうすると、報告書は何を言っているんですか。

谷脇課長 何を言っているか。主語ということで言いますと、総務省がやれだとかということは書いていないと思います。つまり、業界団体としてそういったものができるのであれば、それはそれで大変結構なことだと思っておりますし、そういった問題提起をしていると御理解いただきたいと思っております。

中条主査 問題提起だけなんですね。では、別にこれはつくらなくてもいいんですね。

谷脇課長 正確に申し上げます。活性化プランの中では、活性化プラン本体の中の4ページ目になりますけれども、一番下の「(c)消費者保護策の在り方に関する多角的検討」という中で、携帯端末に係る販売代理店等の販売員の資質向上を図るための資格認定制度の検討、その他の消費者保護策の在り方に関する多角的検討を、これは総務省が主語になりますけれども、2007年度中に開始し、2008年度中をめどに結論を得るという書き方をしています。これは、総務省がつくらせるだとかいうことではなくて、そういった動きが出てきたときに、それをどう考えるかということ議論するということだけであって、確実に申し上げられることは、総務省がつくらせるということは一切考えておりません。

中条主査 つくらせるということは考えていない。

谷脇課長 考えておりません。

中条主査 わかりました。それで安心いたしました。

谷脇課長 行政改革の流れの中で、余計な規制、余計なルールをつくっていくということは、私ども、厳に慎むべきだと考えております。

中条主査 わかりました。では、それは業界が自主的に、もしそういうようなものをつくりたいと思うんだったら、それはおつくりになるのは結構ですよと、消費者保護の観点からそういうものをつくる必要があるかどうかは皆さん御検討くださいと、そういう趣旨だと考えてよろしいですね。

谷脇課長 そうです。そういった意味で、私どもが公平な立場からサポートをする、助言をするということはある得ると思っておりますが、私どもがつくらせる、あるいは私どもの意図に沿って何かをやらせるといったようなことは、法的根拠もございませんので。

中条主査 行政指導もおやりになることもないということですね。

谷脇課長 全く考えておりません。

中条主査 わかりました。そのところは安心しましたが、そういうことを検討するというか、あるいは皆さんに関心を持ってもらいたいと、そのような報告をモバイルの懇談会が出した理由は何でしょうか。

谷脇課長 これは、まさに研究会の議論の中で構成員の中から、販売代理店あるいは販売員の皆さん方の果たしている役割というのは非常に大きい。こういった人たちの資質向上を図ることは必要ではないか。具体的に言いますと、実のところ、販売員の皆様方というのは定着率が非常に悪い。あるいはあるショップで働いていた経験というものが、他のキャリアの販売員としてお働きになるときに、実績として生きてこないといったような問題が、研究会の中でも指摘をされております。そういった意味で、より業態横断的な販売員の資質向上を図るということも、考えていくべきではないかといったような問題提起がなされました。これを報告書の中に反映をさせていると、こういうことです。

中条主査 そうしますと、研究会の皆さんというのは、電気通信事業についてだけではなくて、ほかの分野についてもそういうものが必要だというお考えだということなんですね。

谷脇課長 電気通信事業以外とおっしゃいますと。

中条主査 例えば、ファミレスとかそういうものについても、従業員の資質が向上した方がいいに決まっているわけで、多分、いろいろと消費者としてファミレスを使うときには意見があるところですね。だから、当然、資質は向上した方がいいに決まっている。電気通信事業についても、同じように資質は向上した方がいいに決まっている。だから、検討しなさいよとおっしゃったということなんですね。

谷脇課長 違います。他業態との比較において、議論しているわけではございません。当然、モバイルビジネス研究会ですから、モバイルビジネスの範囲内で議論をしているということです。

中条主査 けれども、モバイルビジネスの範囲内で議論すると言っても、モバイルビジネスというのはほかと比べて、これだけこういう特徴があって違いがあるから、だからこそ、こういう点について検討しなさいということが言えるわけで、もし、一般論で言うのだったら、それはすべての小売店について、そういうことが必要ですよという議論がなされるべきですね。

谷脇課長 ファクトとして申し上げます。ファミレスとの比較は、当然モバイルビジネス研究会ではやっておりません。また、一般論として、常識論としての範囲でどういう考え方で整理すべきかというところは、特にやっておりません。むしろ、そういった消費者に対する正確な情報提供というのは必要だという常識論に立った上で、モバイルビジネスというマーケットの特性にかんがみて、こういったことをきちんとやっていく必要があるではないかというような政策提言をいただいているんだと理解をしております。

中条主査 ですから、それはモバイルビジネスだけに限らない話ですよということ

お聞きしているんです。

谷脇課長 モバイルビジネス以外の部分で、私がお答えする立場かどうか分かりませんが、一般常識論として言えば、消費者あるいはユーザーに対して正しい情報を提供し、消費者の正しい選択を促していくということは一般論として正しいことだと思います。

中条主査 一般論としてはそうですけれども、一般論として言う限りにおいては、別にそれは構わない話だと思いますけれども、ついでに言ったということであって、ほかの項目についての一般論の話はいろいろあるに決まっているわけで、例えば、会社が経理上、きちんとした報告をしなければいけないなどというの、これも一般論としてあるわけですね。そういうことは言っていないのに、この点についてだけ言うということは、電気通信事業の場合には、何らかの特性があってということを考えておられるというわけではないですか。通常は、そう議論しますね。

谷脇課長 もう一度繰り返して申し上げますが、ほかの一般論の議論をした上で、モバイルビジネスの話をやっているわけではございません。あくまで、モバイルビジネス研究会ですから、モバイルビジネスマーケットの特性を踏まえて、この分野において、消費者インターフェースという観点からこういった制度があるということが望ましいのではないかと議論をしたということです。

中条主査 では、その特性は何なんですか。

谷脇課長 1つ特徴として申し上げますならば、モバイルビジネスのサービスが非常に複雑になってきているということ。それから、実際に消費者の方が、通信サービスあるいは端末をお買い求めになるときに、販売店でのいろいろな御説明というのが、選択をする上での大きな要素になっているだろうという認識があります。そういった意味で、一般論に立ってということになるかもしれませんが、今の特性を踏まえて、モバイルビジネスのマーケットにおいて、こういった主格的なものというのがあってもいいのではないかと。こういった議論になってきたということです。

中条主査 それは、だからファミレスの場合にそのような難しい話はないわけで、口のきき方がぞんざいであるとか、そういうことはあるかもしれない。あるいは注文したら、はいと言って返事はしたけれどもなかなか持ってこないとか、そのようなことがあるかもしれないけれども、そういうような単純な話ではなくて、モバイルビジネスの場合には、それだけ複雑であるという特性があるから、そういうことを考えなければいけないのではないかと御議論ではないんですか。

谷脇課長 おっしゃるとおりです。

中条主査 先ほどおっしゃったことは、それとは違うではないですか。一般論は議論していないとおっしゃった。

谷脇課長 それは常識として一般論を、接遇だとか、それはある意味当然のことですから、例えば、ファミレスとの比較だとか、そういうことは当然していませんよということをおっしゃただけです。

中条主査 けれども、それは比較をしないと、一般的な小売店の場合とここは違うということを言わなければ、それだけの意見を書くということではできないはずではないですか。

谷脇課長 言い方が悪かったのであれば、訂正をします。モバイルビジネスのマーケットの特性というものを踏まえて、販売代理店の問題について書いていると御理解いただきたいと思います。

中条主査 言い方の問題ではないと思いますけれども。では、その特性というのはほかの財に比べて複雑であるということだと、消費者がなかなか理解しにくいところがあるということだと考えてよろしいですか。

谷脇課長 そのとおりです。

中条主査 そこはどういう点で複雑だということなんですか。先ほどの御説明は料金体系が複雑であるという御説明だったですね。

谷脇課長 料金体系の複雑さということで申し上げますと、例えば、基本料金ですとか通信料金、名目の価格というのは、実は余り変わっていないんですけども、種々多様な割引制度が入ってきている。料金プランも幾つかのプランに分かれているという中で、私も1ユーザーとして携帯電話に加入するときに、非常にわかりにくいプラン、プラン選択が難しいという実態があるというのは事実だと思っております。

中条主査 消費者が聞けばいい話ではないんですか。

谷脇課長 聞けばいいですね。聞いてもなかなかわからない部分があると思います。そのときに、ちゃんと説明できるかどうかということだと思います。

中条主査 それはだから、わからなければ、ちゃんと説明してくれと言えばいいのではないですか。

谷脇課長 ここにいらっしゃる皆様方が全員、携帯電話の料金プランを確実に理解できるでしょうか。

中条主査 理解できなくても、それでもいいと思っていただければいいわけです。

谷脇課長 それは民主主義だからそうでしょう。

中条主査 私は、それほど細かいところまで携帯電話の料金体系を知りませんけれども、説明を聞いている時間とか、検討する時間をもったいないから、これでいいやと思っているわけですね。それぞれの消費者が、もっとうるさい細かい人は当然いるわけで、その細かい人は当然聞くでしょうし、それについて答えられなかったら、その人の代わりの人、上司の人を呼んできたりとか、もっとよくわかっている人を呼んできたりとかという形で説明がなされるわけですね。

私は複雑だというだけだったら、では航空会社のカウンターにいるお姉さんたちだって、資格制度をつくらなければいけないという話になってしまう、あるいは駅の駅員さんも資格制度をつくらなければいけないという話になる。マーケットが競争的であるならば、ちゃんと説明してくれない小売店は行きませんよという選択ができるわけですね。けれども、競争的でないとなれば、親切でないところ、よく知らない従業員がいるところで甘んじな

ければいけないということがあるわけで

すから、やはり競争の程度だとか、そういった点を背景にして議論をすべき話だと私は思うんです。その議論なしに、単に複雑だから消費者保護のためにというのは物すごく単純な議論であって、これをやっていると、消費者保護というのは物すごくいろんな分野でやらなければいけないという話になってしまうんですね。

確かに、おっしゃるようにモバイル研究会はモバイルビジネスのことだけやっているんだと、その分野で出てきた答えを出すとおっしゃいますけれども、規制改革会議としては、モバイルビジネスだけを見るのではなくて、ほかの財との関係だとか、ほかの財との違いだとか、そういったものを考えながら見ていきますから、そういう観点からすると、この研究会の議論というのは、もう少しきちんと議論をされるべきであったのかなと思うわけです。

谷脇課長 お考えはお考えだと思います。それを否定するつもりもございません。いろいろなお考え方があると思います。私どもは、通信を所管している立場において料金プランの複雑さだとか、あるいは消費者の正しい選択を促すという観点から、消費者保護のための環境整備を図っていく必要があるだろうと思っているということ。また、研究会でそういった御提言をいただいたということ。それを、今、御説明をさせていただいているわけですから、これから関係者のいろいろな御意見を踏まえて、何らかの制度みたいなものができていくのか、あるいはそうでないのか。それは関係者の広く御意見を承って考えていくことだろうと思っています。

中条主査 それは総務省さんがそうお考えになるということは1つの考えで、規制改革会議としても、そういう考えをするのは1つの考えだと、それだけで済んでいる話だったら、議論をする必要は全くない話ですね。これは選択の問題であるならば、それでいい話です。

谷脇課長 済みません。私どもはこうやってファクトとして申し上げているわけですが、どの部分を議論されようとしているんでしょうか。つまり、私どもが申し上げていることがおかしいということについて、議論をされているんでしょうか。その焦点がよくわかりません。

中条主査 研究会の報告書が十分な議論がなされて出た結論であるのかどうかということに疑問を持っているということです。

谷脇課長 研究会の報告書案を、公表も行い、コメントも取った上で、かつ報告書案が出た段階で、各主要携帯事業者のトップの方のヒアリングを踏まえて、研究会の報告書というのをまとめております。そういった意味では、慎重な審議を経て報告書はまとめられていると、私どもは認識をしております。

中条主査 私の観点からすると、少なくとも他の分野との比較で見て、こうだということが背景にあってなされている議論ではないと思うわけですね。

谷脇課長 他の分野との比較をしていないというのではなくて、モバイル市場の特性に

着目をして議論をしたと申し上げたんですが。

中条主査 特性を見るときというのは、ほかと比べて特性というのは出てくるわけではないですか。それをほかと比べないで特性だというのは、それはおかしいではないですか。

谷脇課長 それは逆におかしいのではないのでしょうか。それは表と裏ではないのでしょうか。この市場の特性は何かと言うときに、ほかの市場に比べて、このマーケットがどういう特性を持っているのかと見るわけですから、私が申し上げていることは決しておかしいとは思っておりません。

中条主査 それでは、これについては、また引き続き私たちとしても検討をさせていただきます。では、もう一つの の方ですね。分離プランについて行政指導するという点についての御回答の方をお願いいたします。

谷脇課長 先ほどごらんいただきましたパワーポイントの17ページ目の「モバイルビジネス活性化プラン」の中で、新料金プランについて導入をするという方向性を出しているわけでございます。

今日、配付させていただいております資料、活性化プランと同日でございましたけれども、9月21日に報道発表させていただいております。縦長の報道発表資料をごらんいただきたいのですが「携帯電話に係る端末価格と通信料金の区分の明確化に関する携帯電話事業者等への要請」ということでございます。具体的な要請の中身は、2ページ目の「別紙」の中に書いておりでございます。これがファクトということでございます。

中条主査 ですので、ここには、そのようにしなさいということが書いてあるんですけども、そのようにされた理由について、この前のヒアリングのときにお聞きしましたところ、私たちとしては、ドミナント規制ということをお考えになっているのか。競争的なマーケットでないので、したがって、競争をより促進するためにこういうことをお考えになっているんですかということをお聞きしたら、ドミナント規制ではないとお答えになっているわけですね。ですので、理由がよくわからないということで、私たちは納得をしていなかったわけですが、納得のいく御説明を期待していたわけです。

谷脇課長 7月5日にもお話を申し上げたラインというのは、私ども変わっておりませんで、このプレゼンの資料で言うと、10ページが現在の料金プランについての説明になっております。

まず、これはドミナント規制として実施するのかというお尋ねでございましたけれども、そのときもお話を申し上げましたが、あくまでドミナント規制の一環として実施するものではございません。なぜならば、今、電気通信事業法で規定されておりますドミナント規制の中身として、こういった料金の問題というのは一切含まれておりませんし、また、そもそも問題意識というのが、端末の価格と通信の料金というものについて、透明性を確保するということですので、これは各社に対して検討を要請するということであって、ドミナント規制に基づく措置ということではないという御説明をさせていただいたということです。



中条主査 私たちが申し上げたのは、ドミナント規制でないとするれば、公正競争上の問題というのは一体何ですかということをお聞きしたわけです。

谷脇課長 そうですね。10ページに書いておりますのは、まず1つは、またユーザー保護の観点になりますけれども、もう前回御説明しましたので詳細は割愛をずとして、通信料金と端末価格が入れ繰りが出てきていると、差し繰りがあるということ。これはユーザーから見ると、何に対してどれくらい負担しているのかということが、必ずしも明確ではないということから、今の仕組みのものと違うもの、より明確な区分というものを施行していくべきではないだろうかということをお聞きしたのを、この研究会の報告書を受けて、各携帯事業者に対して検討を要請したと、こういう中身です。

中条主査 それを要請される理由というのは、コンポジットなサービスの場合に、何にどれだけのコストがかかっているなどということとは、通常は別に言う必要は何もないわけです。豚カツ定食800円ということになっているときに、そのうちの豚カツが幾らで、みそ汁が幾らでなどということをお聞きした必要はないわけですね。それはどうしてかということマーケットが競争的なわけですから、豚カツ定食800円で売っているところがあって、豚カツだけは売らねえと仮に言っているところがあっても、豚カツだけ食べたい人はほかの店行って食べられるわけですね。ですから、そういう場合には問題はない。

しかし、消費者の方が拘束的な状態になっているとするならば、それは問題なわけで、拘束的な状態になっているということは、何らかの形で競争が機能していない場合です。競争が機能していない理由としては、ドミナントなところがあるから競争が機能していないんだと、そういう発想で私たちは考えるわけですがけれども、そうではないとおっしゃるのであるならば、なぜ規制をする必要があるのかということなんです。

谷脇課長 ドミナント性があるかないかというのは、ある意味非常に競争が制限的なマーケットということをお聞きしていると思います。確かに、今のモバイルマーケットについて競争が十分に機能しているかということ、機能していないという認識が、研究会の報告書でもあります。

その理由は、周波数の制約があるということで、実際に周波数の割当てを受けて、サービスを提供する事業者の数が限定をされています。実のところ、ハーフィンダールインデックスを見ても、3,700ぐらいで推移しているということから見ても、かなり寡占性が強い市場だということをお聞きできると思います。そういった意味で、マーケットメカニズムだけで、完全な競争的な状況がつかれるのかということ、必ずしもそうはなっていないというのが現状だし、また、実際、携帯のマーケットにおいてドミナント規制というのは存在をしております。

ただ、この要請をするというのは、あくまでドミナント事業者だけの問題ではなくて、すべての事業者がある意味同じように、同様の販売モデルを取っているということから、私どもとしてはドミナント規制の観点ではなくて、ユーザー保護、ユーザーに対する負担の透明性を確保していただくという観点から、こういった措置を取ることをお願いをした

ということです。

中条主査 そうすると公正競争上の問題ではないわけですね。つまり、公正競争上の問題でないとなるならば、ここの10ページはおかしいという話になる。次に消費者に対する透明性の確保という話になると、これは先ほどの販売代理店の資格制度の話と同じであって、そこまでなぜ説明する必要があるのですか。そうすると豚カツ定食800円というときも、説明しなければいけないという話になりますねということになるわけです。

谷脇課長 通信の場合は、電気通信事業法という法律に基づいております。これはやはり公益性の高いビジネスだということで、業としての規制が存在していると理解しております。その中では、料金についても、基本的には適正な原価に基づいて、価格設定というのをさせていただく。もし、そういう形になっていない、特定の社員に対する、例えば、差別的取扱いが行われている場合、こういう場合には、業務改善命令等でこれを是正というような規制の枠組みになっております。そういった意味では、少し豚カツの場合とは趣が違うマーケットだと、私どもは認識をしております。

中条主査 それは議論が逆転しているので、何らかの特性があり、財の特性があり、そこに対して市場介入をしなければいけないからこそ、電気通信事業法で公益事業として規定されて、規制がされているわけではないですか。先に規制がありきであってはならないですね。

谷脇課長 それはおっしゃるとおりだと思います。

中条主査 改めて質問の趣旨を申し上げますと、公益事業として、では価格について、そのようにやらなければいけない理由は何ですかということです。規制をしなければいけない理由は何ですかということです。例えば、公益事業であることによる規制の理由というのはいろいろあるわけですが、それはもう妥当性を失っている部分があるので、そういう部分については、どんどん規制緩和をしていくという形でやってきたわけですね。価格に関しても、これまで郵政省の時代にも、総務省になってからも努力されて規制緩和をやってこられたわけですね。そうすると、それでもまだ不十分な状態がありますよということは、これは消費者保護という話ではなくて、公正競争がきちんとできていないがゆえに、結果として、消費者にとってマイナスになっていますよという話なのであって、ところが公正競争上の問題でないということであるならば、その問題はもう考えなくてもいいということになりませんか。

谷脇課長 なるほど。先ほど先生がおっしゃったのは、ドミナント規制に基づいてやっているんですかというお尋ねだったと思います。それは、今あるドミナント規制という枠組みの中で、今回、こういった措置を取っている、ということではないと申し上げました。

ただ、真の公正競争を実現するために、この措置というのは意味があるのかという、今、お尋ねだと思います。それについて申し上げるならば、確かに先ほど申し上げたように、有効競争という観点から言うと、モバイルマーケットでは寡占度が強いマーケットですから、そういった意味で価額の透明性を確保し、結果として、公正競争の確保という観点から

色彩としてあるというのは事実だと思います。それはおっしゃるとおりだと思います。

中条主査 それは、でも外形的な話であって、これは前のヒアリングのときにも議論しましたけれども、4社しかない。だから、ハーフィンダール指数が高い。だから競争が十分に行われていないということは言えないわけであって、これは、例えば自動車の場合はどうですかということについても、御質問をさせていただきましたけれども、やはりそこで競争が阻害されているこういう要因があるということがあって、初めてその議論は成り立つ話ですね。

谷脇課長 ただ、自動車産業と違うと思いますのは、国内における周波数の割当てリソースというのは決まっているわけです。かつ海外のマーケットとプロダクトという形で、輸出入の形で、サービスのレベルで直接に競い合うということはないわけです。例えば、自動車の場合であれば、海外から、例えば韓国の、あるいはアメリカの自動車が輸入されてくるわけです。日本の場合は、そういうことはございませんので、そういった意味の通信サービスの特殊性というのは、自動車と比べた場合においては議論は少し違うのではないかと思います。

中条主査 だから、そういう議論をきちんとしなければいけない。今、おっしゃったことが、私は必ずしも正しいとは思わないんだけど、そういう議論をきちんとして、だから競争的でないということを言って、それで競争的でないがゆえに、消費者保護のためにこれは豚カツ屋さんと違うんですよ、だからこういうことをやってもらわないと困りますという議論をきちんとやっていくべきですね。

谷脇課長 それはおっしゃるとおりです。実は、先ほどの販売員の話もそうなんですけれども、議論の流れとしては先生がおっしゃるとおりで、一般的な議論からずっと積み上げて、特性というものを見て、ほかとの比較において何が特殊で、ゆえにエクストラなものとして何を考えないといけないのかという積み上げ、これはそのとおりだと思います。まさにこの話もそうですし、先ほどのお話もそうですけれども、報告書に書いているか書いていないかというファクトで申し上げると、そこから説き起こしてはいないです。しかしながら、そういった流れの中で、通信の市場の特性というものを考えて、その際にどういう措置が必要なのかということを議論としてはしているわけですから、先ほど申し上げたのは、あくまで一般論、常識論、豚カツとの比較みたいなところから説き起こして、報告書の中には書いておりませんよということを、先ほど来申し上げているわけです。

中条主査 そこが一番重要な部分ではないですか。

谷脇課長 おっしゃるとおりです。

中条主査 それを書かない報告書というのは、これは谷脇課長を非難してもしようがないので、これは報告会の報告書ですから、報告会の人たちに対して言うべきことであって、谷脇課長に言うべきことではないのかもしれないかもしれませんが、論理的な理由が書いていない報告書というのは、私は余り意味がないと思うわけです。説得力がないと思うのです。

谷脇課長 私もこの研究会の事務局を務めてきたという意味において、責任が当然ございます。私もこの分野を随分長くやってきておりますけれども、そこは方法論の問題かなという気もしております、勿論、先生がおっしゃっていることは正しいです。

その一般論がまずきちんと説かれた上で、マーケットの特性というものを見て、その上で取るべき政策というのがあるべきだと考えます。そういった手法を、私どもも常に念頭に置いております。それは、だからこそマーケットの特性というものを見て、どういう措置が必要かということを考えておりますと申し上げたわけで、そこに議論が飛躍している部分というのは、私は必ずしもないと思いますが、そこは恐らく先生と見解が違ってくるかもしれません。

中条主査 そのこのところの論理的な説明というか、これはこういうエビデンスに基づいて、こう考えたんだということについての説明がないので、その説明を求めているわけだけども、説明をきちんとしていただけないので、どちらにしても、ともかく納得し難い話だということなわけです。

谷脇課長 議事録に残るので申し上げますけれども、この報告書が論理的に飛んでいる部分があるというのであれば、是非事務局の皆さん方にも御指摘をいただきたいと思いません。私どもとしては、論理的に。

中条主査 今、お聞きしたことについて、そのようにやってきたと谷脇課長はおっしゃるけれども、その説明がなされないということは、やってこなかったということではないんですかということなんです。説明をきちんとしていただければいい話です。

谷脇課長 ちょっと議論が混乱しているような気がいたします。これ以上申し上げても話がかみ合わないような気がいたしますけれども、どうでしょうか。

中条主査 先ほど、例えば、自動車産業とはこういう違いがあるということをおっしゃいましたね。それは1つの事例だと思いますけれども、こういう点で違うんだということについての説明をした上で、だからこういう規制をかけるという、そういう説明はされていないということなのです。

谷脇課長 では、自動車産業との比較ということ、改めてこのモバイルビジネス研究会でやったのかということですか？。

中条主査 そういうことを言っているのではないです。それは例として出しただけで、他産業と、一般的な産業とこういう点が違いますが、こういう特徴を持っていて、こういう点が違うゆえに、したがって、ほかの産業ではこういうことは必要ないけれども、モバイルの場合には、あるいは電気通信の場合には、こういう規制が必要であるという論理的な説明の流れが見られないということを申し上げます。

谷脇課長 私どもは、あくまで電気通信事業法を所管している立場の中で政策議論しております。そういった意味で、電気通信市場のマーケットの特性というものを、まず考えます。その場合の特性というのは、当然、他のマーケットとの違いということ念頭に置いて議論をいたします。市場の特性を出して、その上で、市場に問題があるとすれば

ば、これを是正するため、目指す方向性としては、マーケットメカニズムが有効に機能する方向でどういう政策展開をしていくのかということを考えております。これが、私どもが考えているすべてでございます。そこで足りないという部分がありだという御指摘だと思います。

中条主査 それはなぜかという理由の説明がないということです。ここは違うとおっしゃっているだけけれども、なぜ違うのか。外形的に違うとなれば、それは市場成果に出ているわけですから、規制の違いによって、あるいは財の特性によって市場成果の違いはこれほど違いますよということがあって、だから、それを是正するためにこういう市場介入をしましょうというのが、普通の産業組織論のごく一般的なやり方ですね。それは産業組織論などと言わなくても、普通の報告書のときには、当然、そういうことを議論しなければいけないはずなので、だから議論をされたというのであるならば、そのことは当然報告書に盛り込むべきではないですかということなんですね。

谷脇課長 繰り返します。電気通信市場、特に今回のモバイルで言いますと、モバイル市場というのは、今、どういうステータスになっていて、それがどういう特徴を持っていて、そこにどういう特性が見出されて、どういう課題があって、それに対してどういう改善策を講じていくのかという観点について、研究会の報告書では提言がなされています。その手法を、私どもはほかの研究会でも一般的に取っております。それは、電気通信事業というものが、これからどうあるべきかということを考えるときに、当然、市場の特性ということを考えなければいけない。これは、もう当たり前のことだと思います。それは先生の御指摘のとおりだと思います。それ以上でも以下でもないと思っております。

中条主査 その説明が論理的でないということ为先ほどからお尋ねしているわけで、このところがこういう点で論理的ではないかということ、私はお聞きしたけれども、それに対しては、まともに真っすぐな、要するにこういう点でそうですという議論がきちんと返ってこないものですから。

谷脇課長 恐れ入りますが、それではもう一度、お尋ねいただけませんか。私どもは、誠心誠意お答えしているつもりでございます。

中条主査 ですから、では公正競争上の問題というのは一体何ですかということをお尋ねして、ドミナント規制ではない。寡占体制ではあるけれども、その中で、独占的な行動を取るところが存在するというのは、当然、独占力があるからやるわけで、そうでないのであるならば、これは4社しかないと言っても、競争に任せればいい話ではないですかと、市場に任せればいい話ではないですかと、そういうことについて、先ほどお尋ねしたわけですがけれども、このマーケットは別に新規参入がノーと言われているわけではないわけです。自動車の場合も同じではないですか。外国から来ようが、日本の国内から来ようが同じであって、そういう議論はきちんとされていないように私は思えるのでお尋ねしたわけです。

谷脇課長 この議論の中で、販売モデルの関係で公正競争の観点の議論がないかという

とございます。それは先ほど申し上げたことになりましたけれども、1つ例を挙げますと10ページで書いております。「留意すべき事項」の のところで「接続料・卸電気通信役務の原価に端末販売奨励金が含まれていることに起因する公正競争上の問題」と書いております。

これはどういうことかと言いますと、12ページをごらんいただきたいんですが、今の電気通信事業の原価の中に販売奨励金がすべて含まれております。この原価をベースにして、他の事業者ネットワークを貸し出すときの接続料、あるいは卸電気通信役務の料金というのが決められております。この中の端末の販売奨励金というものは、まさに自社の端末を売るためのコスト、営業コストになりますので、このコストを接続料あるいは卸原価として、他の事業者に負担を求めるということは、公正競争上問題があるのではないかという問題意識がございます。したがって、今回の措置の中では、電気通信事業会計規則の見直しをして、適正な原価の範囲に改めるということも盛り込んでいます。これなどは、まさに公正競争を確保するための措置と言うことができると思います。

中条主査 それは、要するに接続料を支払うときに、原価構成として端末販売奨励金が入っているのはおかしいではないですかという議論ですね。

谷脇課長 そうです。

中条主査 これは通常の取引であれば、接続料というのは、言わば原材料なわけですから、その原材料を納入する側が、端末販売奨励金が入っているか入っていないかなどということは関係なしに議論するわけです。これが市場価格として望ましいかどうかという観点から見ればいいわけで、端末販売奨励金が入っているか入っていないなどということは関係ないわけです。結局のところ、例えば納入先から見れば、納入する先のところの人件費が高いからコストが高いよと、そういう議論と同じ話なので、そこのところは市場が競争的であるならば問題がない話なんですね。そうすると、問題は、実は接続料の話だということになるわけです。接続料について、市場メカニズムに任せておいたらいけないという議論があるということですね。

谷脇課長 そうですね。

中条主査 それはなぜですか。

谷脇課長 先ほど来、申し上げているように、このマーケット、移動通信市場というところが必ずしも有効競争が機能していない。

中条主査 有効競争が機能していない証拠は、エビデンスを示すなり、あるいは一番わかりやすい例は、接続システムを持っているところが1社しかないとか、そういう話であるならば、これはかなり外形的にも問題がありそうだとということがわかりますけれども、そうでないとするならば、有効競争が機能していないというエビデンスが必要なのではないですか。

谷脇課長 まず、今の法律のつくりということで申し上げますと、またドミナント規制の話になりますけれども、指定電気通信設備制度というのが、今、私ども持っているドミ

ナント規制になります。この中で第1種と第2種に分かれております。第1種が固定系。これはまさに先生がおっしゃったように、今、NTT東西は加入者アクセス数の93%を持っております。ボトルネック設備を持っているということで、ネットワークの開放等々をやっているということです。

第2種の方が、移動通信のマーケットということになります。では、なぜモバイルのマーケットについて、ドミナント規制が存在しているのかと言え、これは周波数資源の有限性という観点からプレーヤーの数が限定をされている。必ずしも有効な競争が働かない。新規参入は、確かに制度上は、電気通信事業法上は自由にできますけれども、周波数に制約があるという中で寡占性ということから生まれる市場独占力、市場支配力の可能性というものに着目をして、移動体のドミナント規制というものが設けられているといった仕組みに、今、なっているということです。

中条主査 それで。

谷脇課長 それで、移動体マーケットについてもドミナント規制というものが存在している。

中条主査 それは、その中で必ずしもとおっしゃるけれども、このように、市場成果から見てこうだということがないと、市場介入の理由にはならないのではないですかということ。

谷脇課長 市場介入という言い方は、ターミノロジーとしてよくわかりません。といたしますのが、私どもは現行の規制がある。電気通信事業法として、今、第2種の指定電気通信設備制度があるということをお願いしたわけ。その要件に沿って、規制を適用していくわけですから、市場介入という言い方は、私どもとしてはややターミノロジーが違ふと思います。

中条主査 では、産業組織論の一般的な言葉ではない言い方で言えば、ともかく何らかの規制をなさる理由は何ですか。

谷脇課長 移動通信市場で規制をする理由ですか。

中条主査 今、おっしゃったように、市場成果というものについて、エビデンスがないにもかかわらず、規制をされる理由はなんですかと申し上げているんです。

谷脇課長 繰り返しになりますが、まず、定性的な要素として、先ほど来申し上げましてきているような電波資源の有限希少性というものがあります。プレーヤーの数が限られているということがあります。それから、先ほど申し上げたハーフィンダールインデックスが依然として高いということもあります。そういった意味で、それだけでは不十分だということかもしれませんが、私どもとしては定性的な要素、それから、現実にはシェアが余り動いていない、各キャリアのということを考えても、今の第2種の指定電気通信設備制度、つまり、モバイルのドミナント規制というものを維持しておく意味というものは、当然存在していると考えています。

中条主査 それは、また話が戻ってしまう。ドミナント規制でないとおっしゃったんで

すね。

谷脇課長 違います。ドミナント規制はなぜあるのか、あるいは規制をなぜしているのかとおっしゃったわけですね。それに対して、私は今、答えたわけです。

中条主査 ここに至る、なぜ端末販売奨励金を外に出すという措置を取らせなければいけないのかという、そこにつながる議論が理解できない。

谷脇課長 公正競争の確保ということと、市場支配力の乱用防止ということは重なっている部分がございますけれども、すべてがドミナント規制で、イコール公正競争確保だと私も思っておりません。ドミナント規制はやはり市場の寡占度が強いときに、これを抑制することによって、公正競争を確保するという手段だと思うんです。それに限らず、公正競争を確保するための手段というのは、もう少し広い分野であってもしかるべきだと私も思っています。

中条主査 ほかに何かあるんですか。

谷脇課長 例えば、今回の接続料原価というところについては、各社が接続料の中に端末の販売奨励金を入れている実態がございます。これは他のドミナントであれ、ノンドミナントであれ、他の事業者に対して、自分の営業経費の一部を接続料という形で負担するのはおかしいのではないかと。

中条主査 それは、おかしいことをしていたら、消費者は選択しないわけで、消費者が十分選択できる選択肢があるんだったら問題ではないわけですね。

谷脇課長 ただ、事業者間のB to Bのマーケットにおいて、接続料の多寡というものは消費者から認識できないわけですから、すべてが消費者から認知されて、選択の中で決まっていくというものでは必ずしもないと思います。かつ先生が、先ほど来おっしゃっているように、完全な競争メカニズムがモバイルのマーケットで働いていないとするならば、消費者の選択に委ねておくということは、むしろ競争ディストーションにつながってくる。

中条主査 だから、働いていないとするならばというのは、独占力があるからではないですか。

谷脇課長 つまり、競争が完全でないということが、独占力があるということではないかということですね。

中条主査 それはもう定義的にそうですからね。

谷脇課長 そこはどうなのでしょう。私は、産業組織論の専門家では当然ございませんので、ドミナンス性があるイコール競争が機能していない。ドミナンス性がないイコール有効競争が機能していると、確実に言い切れるものかどうか。それはマーケットの確定の仕方にもよるかもしれません。

中条主査 基本的にはそうですね。要するに、独占力がないんだったら、変なことをやっていたら淘汰されるわけです。全員が変なことをやるということはあります。それはカルテルです。共謀した場合はカルテル、共謀しないでも全員が間違ったことをやることはあるかもしれない。けれども、それは競争が機能していれば、その中で、このやり方では



やはりまずいから、こういう料金体系を考えようというところが出てくるわけであって、実際にそういう料金体系を少し施行しているところも、キャリアの中ではあるのではないですか。そうすると、それがいいと思えば、消費者はそれを選ぶはずですね。

だから、それが選べないとなれば、何らかの独占力があるから選べないという話であって、それは独占力の問題になってくる。そうすると、独占力が実際に存在するかどうかということのエビデンス、どれくらい独占力を持っているということが、市場成果を損なっているかということについての研究が当然必要なわけです。それをなしに、どんどん規制をされるというのはどういうことなのでしょうかとというのが、こちらの疑問だということなんです。

谷脇課長 改めて申し上げますけれども、私どもはマーケットドミナンスが存在している、いないによって、有効競争の有無が一意に決まるという単純なものではないと思っています。つまり、マーケットドミナンスに至っていない場合であっても、寡占的なマーケットというのは当然存在し得ると思います。

例えば、私どもの今の制度の枠組みにおいては、マーケットシェア 25%というものを1つのスレッショールドにして、それを上回っている場合に、マーケットドミナンスを認定するという仕組みになっています。しかしながら、仮にそのスレッショールドに当てはまっていないとしても、寡占的なマーケットというのは存在し得ると思います。これは完全な有効競争マーケットとは違う状況というのは、間にあると思います。そこがあるかないかによって、議論の進め方が違ってくると考えています。

中条主査 それは基本的にはないです。寡占と独占の問題というのは、これは程度の問題にしかすぎないわけですがけれども、それは当然、寡占の状態でも独占力を寡占的な事業者が発揮するということは当然あり得るわけです。それが本当に発揮されているかどうかという点が問題なわけです。極端なことを言えば、独占の状態でも独占力を発揮できないということは当然あり得るわけですね。

谷脇課長 ちなみに、電気通信事業法。これは諸外国とも、通信の規制においてはそうですけれども、私どもがやっているドミナント規制というのは、諸外国ともどもそうですが、基本的には事前の規制です。つまり、市場支配力の乱用の蓋然性が高いと認めるときに、事前規制を課している。これはネットワークのオープン性についても、そういうことだと思います。

そういった観点で、私どもは規制というものを、今、適用しているということで、寡占という言葉の意味づけにおいても、いわゆる独禁法的な意味における寡占性、寡占マーケットというものと、電波の有限希少性というところから、市場支配力の乱用の可能性が高い、蓋然性が高いという観点から課している私どもの寡占というターミノロジーにおける事前のドミナント規制というものとは、まずターミノロジーと少し分けて考える必要があるのだろうと思います。

中条主査 私は、全くそうは思わないです。要するに、事後規制でいいと思っているわ

けです。

谷脇課長 そこは、だから基本的な認識の違いだと思います。

中条主査 事前規制ありきの前提で多分お考えになっているだろうから、その違いが出てくると思うんです。

谷脇課長 1点だけ申し上げますと、私どもは、先ほど先生がおっしゃったように、なるべく事後規制の方に変えるということで、料金規制一つ取りましても、電機通信事業法ができたときは認可制でした。これを届出制に変え、今は届出もなくしているという状態です。

1種、2種の事業区分についても、これを廃止いたしまして、参入規制については許可制を既に廃止をしております。登録か届出で入ることができるというように、規制レベル全体の低下ということが大変重要なことですのでやってきております。その中で、唯一残っていると申し上げても過言ではないのが、このドミナントレギュレーション、事前規制として残っているということだと理解しています。

中条主査 だから、もうそれもやめましょうというのが私の考えです。おっしゃりたいことはわかりましたけれども、やはり私は、こういう研究会の報告書をお出しになるときに、きちんと背景に公正競争とは何か。その競争が有効に機能していないとすれば、それは市場成果として、このように機能していないんだというエビデンスを、きちんと示しながら議論をすべきだと私は思うんです。

谷脇課長 先生のおっしゃっている、エビデンスをきちんと示しながらというのは全くおっしゃるとおりだと、私どもも思っています。それに対して、私どもが反論しているつもりは毛頭ございません。マーケットの実態というものをきちんと把握する必要があるというのは、まさにおっしゃるとおりで、であるがゆえに、私どもは競争評価ということを毎年やっております。これは透明な手続でやっておりますが、移動体、固定市場、インターネットマーケット等々、すべての市場について、毎年競争の状態というものを把握をし、公表させていただいております。そういった積み重ねの上に、こういった政策議論が行われているということ、是非、御理解をいただきたいと思えます。

中条主査 そこはわかりますけれども、であるならば、きちんと報告書の中にも書き込んでいって、こうだからこうだという議論を展開してほしいなと思うんです。研究会のメンバーの方を見ても、佐藤さん以外は余りそういうことには得意でない方がいらっしゃるから、こういうことになっているのかもしれないけれども、やはり総務省の研究会としてお出しになるときには、きちんとしたエビデンスということを伴いながら、競争はこのように有効競争がなされていないので、それに対応して、こういう規制が必要なんだということを、明確にエビデンスを用いて説明をしていかなければならない。きちんとエビデンスが出ていて、これだけの市場成果が損なわれているということが出ていけば、文句を言うつもりは全くないわけですから、その点は、これからも是非努力をしていただきたいと思えます。

谷脇課長 エビデンスが足りないというところについては、私ども、ベストエフォートで望んだつもりではございますが、先生の今の御指摘もよくわかる部分がございます。なお、これからの検討において、十分なエビデンスを示せるように、私どもとして最大限努力していきたいと考えます。

中条主査 電波の希少性ということを理由におっしゃるわけですが、電波の希少性があるんだったら、その部分について、新規参入がやりやすいように競争入札制度だとか、そういう形で対応していくという電波の配分について競争が働く方向ですね。これをやはり考えていくべきですね。

谷脇課長 それはオークションを採用するかどうかという問題が1つありますけれども、先生がおっしゃるように、周波数が有限だということだけを言っていないわけじゃないです。そういった意味では、やはり技術革新も進む中で、周波数の有効な配分の仕方ということを考えないといけないし、電波の利用においても、技術間の競争というものを生んでいく必要があるだろうと思っています。

そういった意味で、例えば、今やっておりますのが、ワイマックスだとか次世代PHSを対象にした2.5GHz帯の新規周波数の割当てということをやっております。このように、新しい技術がなるべく円滑にマーケットに入ってくるように、新規の周波数を割り当てて、設備競争の面からもつくり出していくということは、引き続き努力をしていく必要があるだろう。これはまさにおっしゃるとおりだと思っています。

中条主査 まだ私は納得していない部分があるんですけども、確かに残されたものはここだけだよとおっしゃって、ほかと比べてみると、かなり規制緩和が進んでいる分野であることはたしかなのです。であるからこそ競争も進展して、そうすると、もうそろそろ事後規制でやっていったいい時期ではないか。販売代理店の資格制度の問題なども、どういった議論経過で出てきたのかというのは、先ほど御説明を一応いただきましたけれども、やはり一般的にはなかなか納得できるものではなくて、特に、総務省さんとしても、このようなところまで規制をするのかと思われてしまうというのは、むしろマイナスではないかと思うんです。

谷脇課長 それは私どもの説明が不足している部分があると思います。冒頭申し上げましたように、この部分については、行政指導だとか規制を導入するというのは考えておりませんので、そういったことを、きちんと私どもとしても説明していかないといけないと思っています。

中条主査 わかりました。それをお聞きして安心はいたしました。

谷脇課長 余計なことを申し上げるようですが、ドミナント規制に関して言いますと、やはり今、通信の場合、ネットワーク構造が電話のネットは、回線交換網からIPのネットワークへと大きく変わろうとしている。これは各国とも同じような状況にあると思います。むしろ日本の方が少し早く行っていると思います。そういった中で、本当に競争環境というものが実現するのかどうか、ネットワークそのものも変わっていく。

それから、マーケットもインテグレーションが進んでいく中で、これからの競争のモデルそのものがどう変わっていくのかということについて全体的な見直しが必要だと思っております。そういった意味で、勿論、規制を強化していくということではなくて、今の規制の枠組みというものが市場実態にそぐうものか否かという観点から、包括的な競争モデルの見直しを継続してやっていく必要があるだろうと思っております。

昨年9月に、私ども新競争促進プログラム2010というのをしております。これは今回のモバイルも含めて、接続の在り方と料金の政策の在り方、全般的な見直しを2010年ぐらいいままで目指してやっていくということになっております。こういった取組みも、是非また別の機会に御説明をさせていただければ、私どもとしてもありがたいと思っております。

中条主査 わかりました。

では、今日はどうもありがとうございました。